

福山市一般廃棄物処理業等合理化事業計画

2026年（令和8年）3月

福山市

目次

1	目的	1
2	し尿処理の沿革	1
3	処理形態別人口の推移	3
4	し尿の収集量等の見通し	5
5	し尿収集運搬体制の安定化に向けて	5
6	諮問事項に関する課題と審議会の意見（答申）	6
7	合理化事業計画の内容等	8

1 目的

下水道の整備や浄化槽の普及に伴うし尿収集量の減少により、し尿収集運搬業者においては安定的なし尿収集運搬体制の維持が困難な状況にある。

このため、し尿収集運搬業務の安定を保持するとともに、し尿を適正に処理することを目的として「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（以下「合特法」という。）」の趣旨を踏まえ、福山市一般廃棄物処理業等合理化事業計画（以下「合理化事業計画」という。）を策定する。

合理化事業計画の策定に当たっては、「福山市一般廃棄物処理基本計画」と整合を図るとともに、福山市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会（以下「審議会」という。）からの答申を踏まえたものとする。

2 し尿処理の沿革

本市のし尿収集運搬は、「清掃法」が施行された1954年（昭和29年）の翌年の1955年（昭和30年）に許可制度を導入し、許可を取得した業者による収集運搬を開始した。[現在の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条」の許可]直接業者の収入となるくみとり手数料については、当初は収集量で金額が変動する「従量制」のみであったが、1969年（昭和44年）10月からは、世帯人数と月数で金額を決定する「人頭制」を新たに導入した。

し尿処理については、当初、農地還元と海洋投棄をしていたが、環境保全の立場から処理施設の整備が急がれたため、1969年（昭和44年）3月の新浜処理場(150kℓ/日)でのし尿処理の開始に続き、走島し尿処理場、西部衛生センターを順次整備し、全量を施設での処理とした。また、収集運搬の効率を高めるために山野貯留槽と芦田貯留槽をそれぞれ整備した。その後、市町村合併により内海し尿処理場、新市し尿処理場、深品し尿処理場を引き継ぎ処理をしていたが、2013年（平成25年）から、新市し尿処理場、新浜処理場、深品し尿処理場での処理を統合し、汚泥再生処理センター（呼称 Kanadevia 箕沖 Aqua）を整備した。廃止した新市し尿処理場、新浜処理場、深品し尿処理場の跡地をし尿中継施設（新市中継施設、新浜中継施設、深品中継施設）として整備をした。

現在、市内のし尿の収集運搬については、許可業者（12業者）及び委託団体（走島1団体）により行っており、これらの収集したし尿は、汚泥再生処理センター（呼称 Kanadevia 箕沖 Aqua）、西部衛生センター、内海し尿処理場及び走島し尿処理場で処理をしている。

- ◎ : し尿処理施設 : 4 施設
- : 貯留槽 : 2 施設
- : 中継施設 : 3 施設

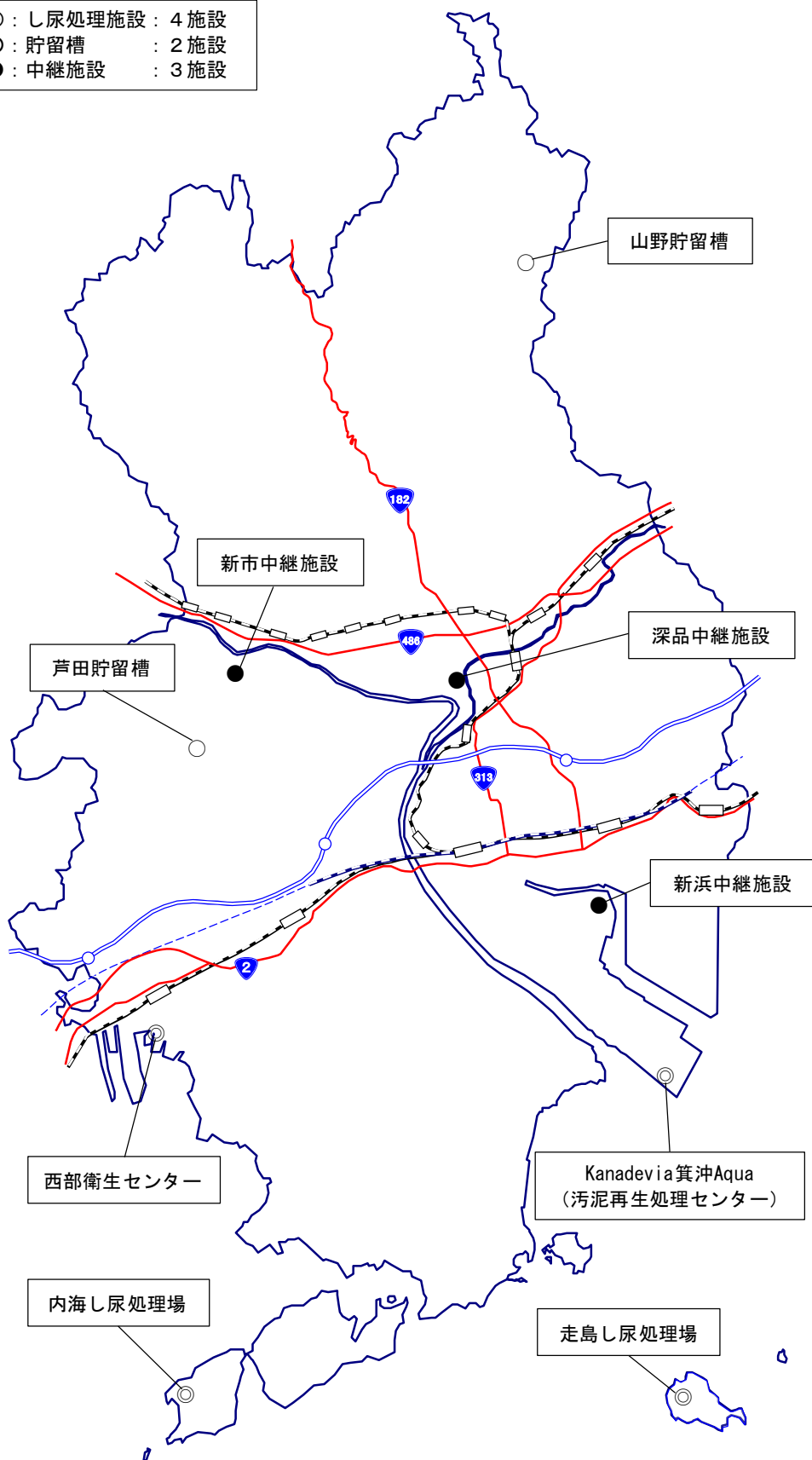


図 1 し尿・浄化槽汚泥処理施設等の位置

表 1 し尿・浄化槽汚泥処理施設

施設名	汚泥再生処理センター (呼称：Kanadevia 箕沖 Aqua)	西部衛生センター
所在地	箕沖町 107 番地 2	松永町七丁目 2 番 31 号
竣工	2013 年（平成 25 年）3 月	1978 年（昭和 53 年）7 月
処理能力	200kℓ/日	150kℓ/日

施設名	内海し尿処理場	走島し尿処理場
所在地	内海町岩谷 2540 番地	走島町道閑 11 番地
竣工	1993 年（平成 5 年）12 月	1977 年（昭和 52 年）3 月
処理能力	31kℓ/日	2kℓ/日

表 2 し尿中継施設

施設名	新市中継施設	新浜中継施設	深品中継施設
所在地	新市町相方 78 番地	新浜町二丁目 3 番 3 号	神辺町川南 81 番地 1
竣工	2014 年（平成 26 年）3 月	2014 年（平成 26 年）7 月	2017 年（平成 29 年）3 月
貯留能力	140kℓ	240kℓ	490kℓ

表 3 し尿貯留槽

施設名	山野貯留槽	芦田貯留槽
所在地	山野町山野 4206 番地 3	芦田町福田 268 番地
容量	22.5m ³	40.0m ³

3 処理形態別人口の推移

生活排水の処理形態別人口の将来予測は、図 2 に示すとおりである。

総人口は減少傾向で推移しているが、汚水衛生処理人口は増加傾向にあるため、汚水衛生処理率は増加しており、2024 年度（令和 6 年度）では 85.2%となっている。2025 年（令和 7 年）以降は総人口に加え、汚水衛生処理人口についても、減少すると見込んでいる。

また、し尿くみとり人口については、下水道の整備や浄化槽の普及により、今後も減少する見込みである。

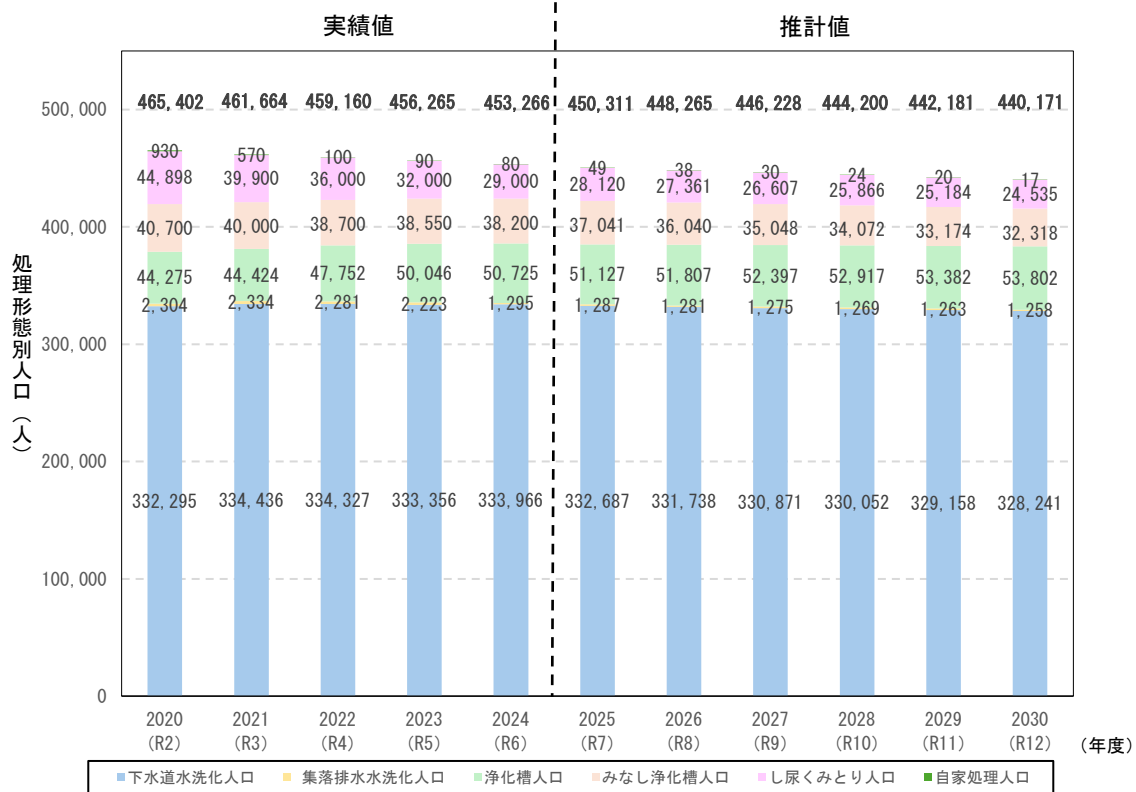


図 2 処理形態別人口の将来予測

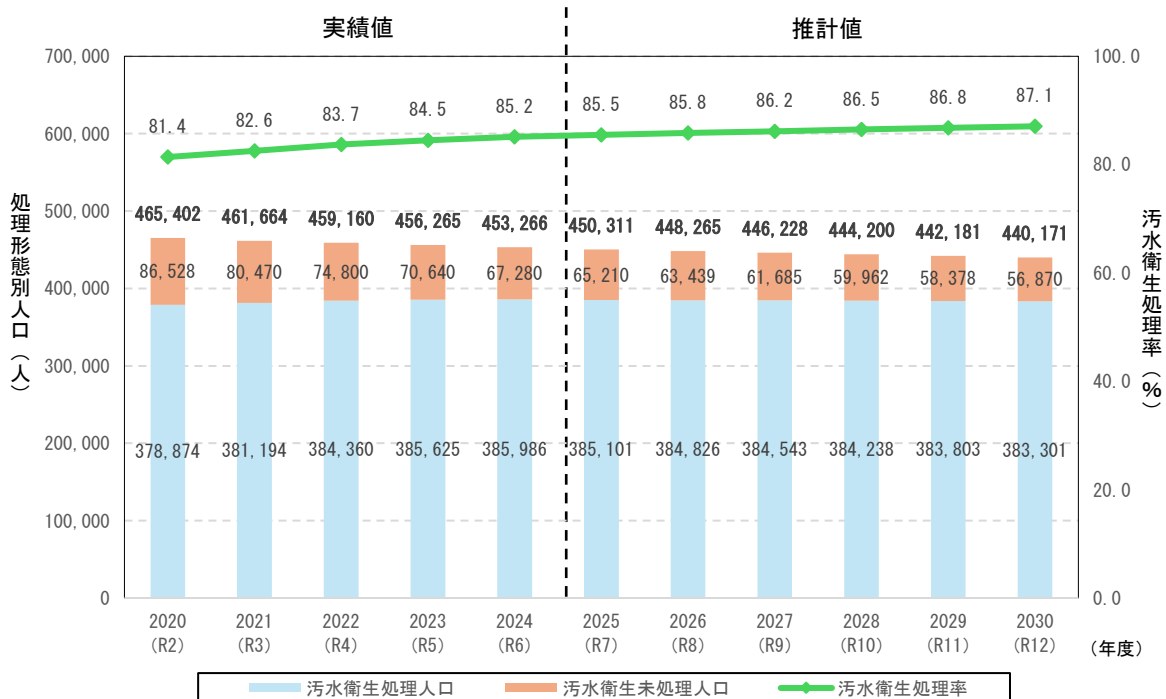


図 3 汚水衛生処理人口等の将来予測

※ 汚水衛生処理率 = 汚水衛生処理人口 ÷ 総人口 × 100
 汚水衛生処理人口 = 下水道水洗化人口 + 集落排水水洗化人口 + 浄化槽人口

4 し尿の収集量等の見通し

し尿収集量は、下水道の整備等に伴い1985年（昭和60年）の71,980kℓをピークに年々減少している。今後も2024年度（令和6年度）の23,303kℓから2030年度（令和12年度）には20,509kℓに減少する見込みである。

【参考】浄化槽汚泥の収集量は、2024年度（令和6年度）の71,786kℓから2030年（令和12年度）には77,862kℓに増加する見込みである。

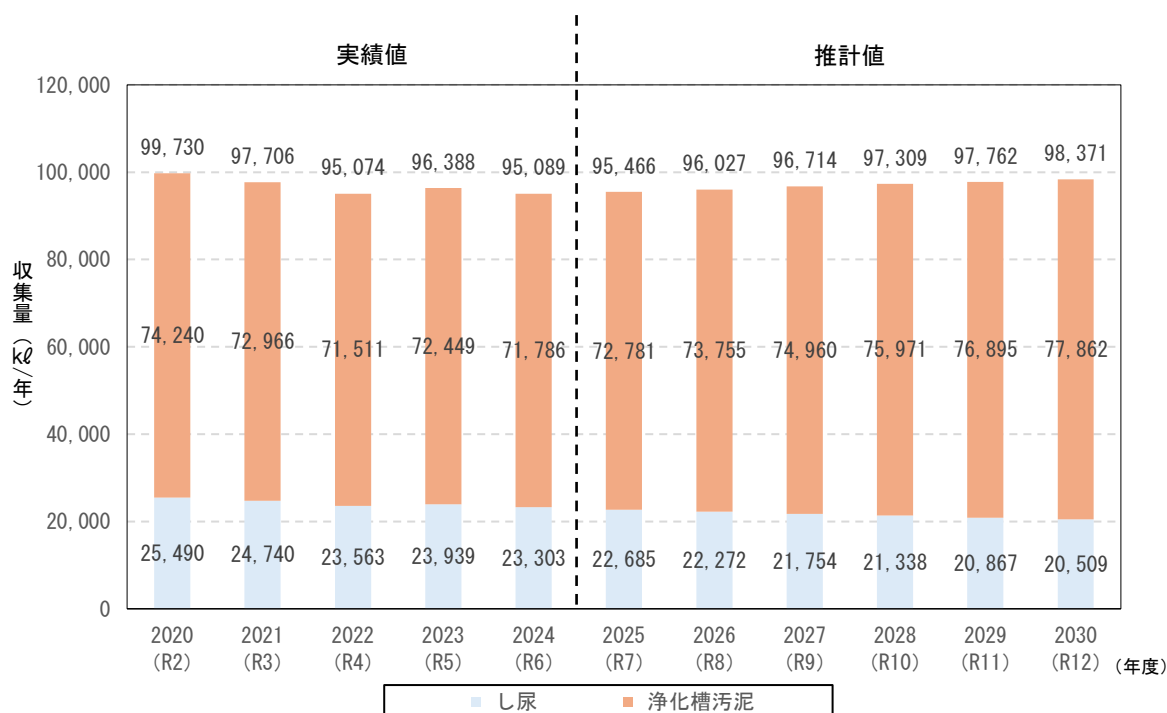


図 4 し尿等の収集量の将来予測

5 し尿収集運搬体制の安定化に向けて

本市では、合特法の趣旨に基づき、「福山市一般廃棄物（し尿）処理業減車措置要綱」（以下「減車措置要綱」という。）を設置し、下水道の整備等に伴う業務量の減少により業務縮小又は業務廃止を余儀なくされた業者に対して、金銭的な支援（以下「減車措置」という。）を行ってきた。

その後も、し尿収集量の減少が続く中、し尿収集運搬業者の経営状況の悪化により、廃棄物の適正処理に加え、市民の生活環境の保全にも影響が及ぶ状況も想定されたため、2021年（令和3年）には、し尿収集運搬業者で組織される団体から「事業規模が縮小される中、事業を安定的に継続できる支援措置」、「現状にあった適正な料金の設定」についての要望書が提出された。

これを受け、安定的なし尿収集運搬体制の確立に向け、合理化事業計画を策定することとし、2024年度（令和6年度）には、福山市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会条例の制定を行い、学識経験者等で構成する審議会を設置した。

2024年（令和6年）9月に審議会に対し合理化事業計画の策定について諮問し、「減車措置」、「くみとり手数料」及び「くみとり業務の委託化」の事項に関して、全6回の審議を経て2025年（令和7年）12月に答申を受けた。

審議会からの答申を踏まえ、福山市一般廃棄物処理基本計画との整合を図りながら、合理化事業計画の内容を検討した。

6 諮問事項に関する課題と審議会の意見（答申）

(1) 減車措置

減車措置については、減車1台当たりの金額を減車措置要綱に基づき算定しており、国土交通省の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」（以下「損失補償基準」という。）における「営業廃止の補償」を参考に、営業廃止の補償項目に係る「営業収益の措置」、「転業措置」、「車両措置」、「解雇予告手当措置」及び「離職者措置」の5項目を適用している。しかし、減車措置について、いつまで、どれだけの支援を行うのかといったことが明確ではなかった。

減車措置の是非及び金額の算定について審議会で審議した結果、減車措置を実施すること及び金額の算定に当たり損失補償基準における「営業廃止の補償」の5項目を適用することは妥当であると判断された。また、全12業者が保有する減車措置を受けることができる台数（以下「措置台数」という。）から、現時点で減車措置が可能な台数を算定し、2026年度（令和8年度）から2030年度（令和12年度）の期間内で計画的に減車措置を実施するよう意見があった。

(2) くみとり手数料

本市の手数料は、収集量で金額が変動する「従量制」と、世帯人数及び月数で金額を決定する「人頭制」を導入している。し尿収集運搬に係る業者の収入については、福山市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第18条に規定するくみとり手数料（以下「条例」という。）に、市からの補助金（普通補助金、遠隔地補助金、特別補助金）を加えたものとなっている。

これまで、手数料については、市民負担も考慮し、消費税率の変更時を除き20年以上見直しをしていないことや、手数料を算定する際の標準収集量の設定条件などが現状と乖離していることから、し尿収集運搬経費と業者の収入とのバランスがとれていない状況にある。条例に基づく、くみとり手数料の算定方法について、4人世帯で毎月1回収集かつ簡易水洗ではない場合の収集量を標準収集量1620と設定し、業者のし尿収集運搬業務に要する経費と収入が一致するよう設定をしている。

しかし、現状では、平均的な収集量は1回当たり3240となっており、経費と収入が一致しない状況となっている。また、人頭制では標準的な世帯数を4人世帯に設定しているが、現状の平均世帯数である2人世帯と乖離している。

そのため、従量制の標準収集量を1620/回から3240/回に変更する。また、人頭制にお

いて、2人世帯で毎月収集する場合の収集量は1回当たり90ℓであることから、従量制の90ℓの手数料と一致させることで経費と手数料収入を適正にすることを審議会で審議し、妥当であると判断された。

(3) くみとり業務の委託化

し尿収集運搬について、今後もし尿収集量が減少することにより、業務量が減少していくと予測しており、2024年度（令和6年度）では、業務量が最も少ない業者は、最も多い業者の約10分の1の業務量となっている。

許可制では、業務量に応じて収入が変動するため、業務量が減少すれば、経営状況が悪化し、業務継続が困難になる可能性があるため、業務量の変動にかかわらず一定の収入が確保され、経営の安定化が可能な委託化を進める。

なお、委託化に当たっては、契約体系を業務量に応じて年間委託料を決定する「総価契約」とし、委託料の算定においては、業務量にかかわらず一定金額を保証する「最低保証金額」を設定することを、審議会で審議し、妥当であると判断された。

表4 各業者の業務量の実績及び推計

(単位:台)

業者	実績				推計					
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
a	2.18	2.07	2.06	1.98	1.92	1.86	1.80	1.75	1.69	1.64
b	1.87	1.80	1.74	1.75	1.70	1.66	1.61	1.57	1.53	1.48
c	1.69	1.73	2.07	2.09	1.54	1.54	1.54	1.54	1.54	1.54
d	1.27	1.12	1.11	1.05	1.01	0.97	0.93	0.89	0.86	0.82
e	1.21	1.12	1.08	1.03	0.99	0.95	0.91	0.87	0.84	0.80
f	0.98	0.87	0.84	0.82	0.78	0.75	0.71	0.68	0.65	0.61
g	0.89	0.81	0.84	0.80	0.76	0.73	0.69	0.66	0.63	0.60
h	0.85	0.79	0.74	0.72	0.70	0.67	0.65	0.62	0.60	0.58
i	0.82	0.87	0.96	0.94	0.93	0.91	0.90	0.89	0.88	0.87
j	0.77	0.73	0.69	0.64	0.61	0.59	0.56	0.54	0.52	0.50
k	0.76	0.74	0.75	0.74	0.73	0.71	0.70	0.69	0.68	0.66
l	0.30	0.30	0.25	0.23	0.21	0.19	0.18	0.16	0.15	0.14
合計	13.58	12.93	13.14	12.78	11.88	11.52	11.19	10.86	10.55	10.25

《業務量算定方法》

「業務量（バキューム車の台数換算）」

= 「各業者の年間収集量」 ÷ 「バキューム車1台の年間標準収集」

7 合理化事業計画の内容等

(1) 目標

下水道の整備や浄化槽の普及に伴いし尿収集量が減少する中、本市では、「減車措置」、「くみとり手数料の適正化」、「くみとり業務の許可制から委託化への転換」を行い、安定的なし尿収集運搬が継続できる体制を構築することを目標とする。

(2) 対象

表5の業者を対象とする。

表5 し尿収集許可業者一覧

名 称	所 在 地
朝日環境衛生有限会社	福山市新涯町
共栄サービス有限会社	福山市神辺町字下御領
有限会社川崎商事	福山市山手町
来山環衛工業有限会社	福山市田尻町
有限会社佐伯商事	福山市一文字町
西日本興業有限会社	福山市箕島町
有限会社アイ・クリーン	福山市本郷町
有限会社フジメンテナンス	福山市高西町
株式会社オガワエコノス	府中市高木町
有限会社内海衛生社	福山市内海町
有限会社土井商事	福山市新市町大字相方
株式会社アースウイング	福山市沼隈町大字草深

(3) 計画期間

2026年度(令和8年度)から2030年度(令和12年度)までの5年間とし、必要に応じて随時見直しを行う。

(4) 実施方法

①減車措置

減車措置要綱に基づき、損失補償基準における営業廃止の補償項目に係る「営業収益の措置」、「転業措置」、「車両措置」、「解雇予告手当措置」及び「離職者措置」の5項目を適用して減車措置の金額を算定するとともに、現在の業務量から減車措置が可能な台数を算定し、2026年度(令和8年度)から2030年度(令和12年度)までの5年間に減車措置が可能な台数(8台)について減車措置を実施する。

表 6 減車措置の算定

項目	内容	計算式
営業収益の措置	業者の車両 1 台分の営業権に対する措置	年間基本収入額 × 年間超過収益算定率 (6%) ÷ 年利率 (8%)
転業措置	転業に通常必要な期間中の収益相当額	年間基本収入額 × 収益率 (10%) × 期間 (2年)
車両措置	車両の残存価格の半分を減車に伴う売却損として補填する措置	車両価格 × 償却後残存率 (5%) × 1 / 2
解雇予告手当措置	従業員を解雇するために必要となる解雇予告相当額の措置	平均賃金日額 × 措置日数 (30日) × 人 (2.5人)
離職者措置	解雇する従業員に対して、再就職に通常必要とする期間中の賃金相当額の措置	(賃金日額 × 措置日数 (300日) - 失業保険金相当額) × 人数 (2.5人)
合計	1 台当たりの金額	

※ 1台当たりの年間基本収入額、車両価格及び賃金日額は、当該年度のし尿収集運搬の原価から算定する。

[参考]

2020 年度 (令和 2 年度) 減車措置 (1 台当たり) : 30,037 千円 措置した台数 : 2 台

2021 年度 (令和 3 年度) 減車措置 (1 台当たり) : 29,904 千円 措置した台数 : 1 台

2022 年度 (令和 4 年度) 減車措置 (1 台当たり) : 30,092 千円 措置した台数 : 2 台

表 7 減車措置台数

(単位:台)

業者名	措置台数	備考
A	2.0	
B	1.0	
C	4.5	遠隔地収集加算台数 1.0 を含む。
D	5.0	遠隔地収集加算台数 1.5 を含む。
E	4.0	2 区域担当
F	3.5	遠隔地収集加算台数 0.5 を含む。
G	1.0	
H	1.0	
I	1.0	
J	1.0	
K	2.5	
L	1.5	
合計	28.0	

※減車措置が可能な台数の算定方法

$$28 \text{ 台 (各業者が保有する措置台数の合計)} - [12 \text{ 台 (全業者で各 1 台)} + 3 \text{ 台 (遠隔地分)} + 1 \text{ 台 (2 区域をもつ業者の 1 区域分)} + 4 \text{ 台 (1 台未満で措置できない台数)}] = 8 \text{ 台}$$

②くみとり手数料の適正化

- ・業者のし尿収集運搬経費と収入のバランスがとれていることが望ましいが、一部の業者について、経費に対して収入が不足している状況となっている。現状では、市民負担（手数料）を抑制するため、市からの補助金で経費の一部を賄っている。本来、業者の経費は手数料のみで賄う必要があるため、今後は市民生活への影響も考慮し、手数料の見直しや補助金の減額を段階的に行う。
- ・従量制における標準収集量は1回当たり3240であり、その収集運搬に要する経費と収入のバランスがとれるように現状の収集実態に見合った手数料に改定する。人頭制については、2人世帯で毎月の収集量が900であるため、従量制の900の手数料の金額と合わせて設定する。し尿収集運搬経費の対象は、人件費、福利費、車両費、物件費、一般管理費とする。
- ・物価高騰による業者の負担も考慮し、し尿収集運搬経費を賄うことができる手数料とする。

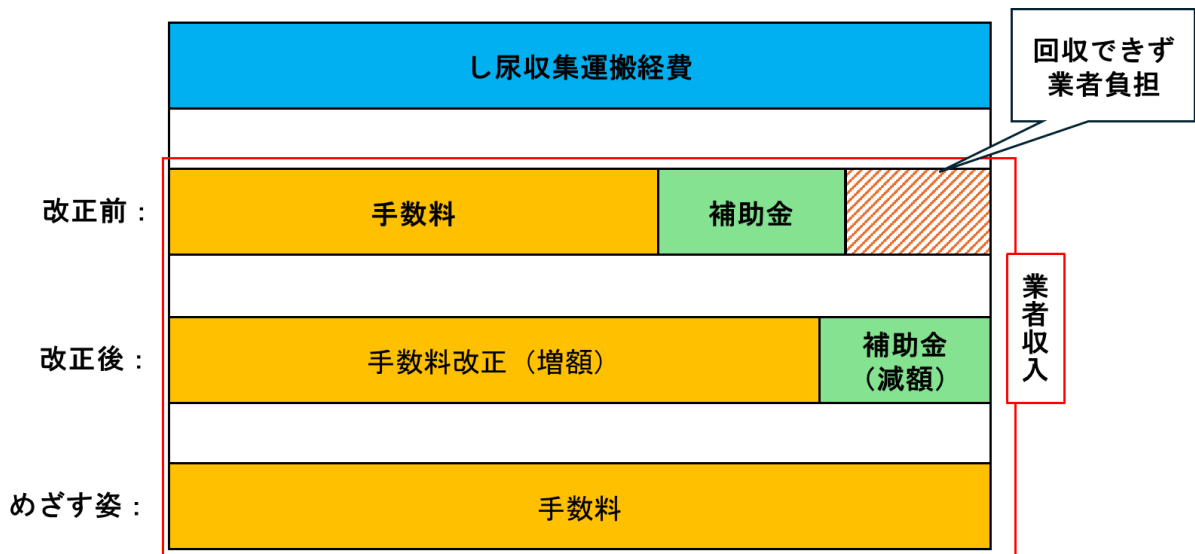


図5 し尿収集運搬経費と収入のイメージ

表 8 し尿収集運搬の原価

	科 目	内 訳
1 か 月 当 た り	① 人 件 費	給料・賞与・諸手当
	② 福 利 費	法定福利費・退職積立金
	③ 車 両 費	車両減価償却費・公課費・自動車保険料
	④ 物 件 費	燃料・器材・消耗品・事務経費
	⑤ 一 般 管 理 費	①～④合計×利益率
	小 計	①～⑤合計
	消費税	小計×消費税率
	合 計	1台1か月当たりの収集運搬経費
年間経費	1台1か月当たりの収集運搬経費×12か月	

③くみとり業務の許可制から委託化への転換

- ・1台当たりの年間標準収集量を基に、委託地域の業務量（台数換算）を算定し、その業務量に応じて委託料を決定する。
- ・委託料算定時に使用する人件費、福利費、車両費、物件費の各項目に対して最低保証金額を設定する。
- ・許可制では、業者の収集運搬業務の担当者が直接使用者から手数料を徴収していた。委託化する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第6項に基づき、収集運搬業務に直接従事する者が手数料を徴収できないこととされている。このため、徴収業務を収集運搬の業務担当者以外の者が行うことを併せて業者に委託する。
- ・委託後に業者が受け持つ区域の業務量が極端に減少した場合には、業者の統廃合等の条件を設定する。
- ・2026年度（令和8年度）からは、他の地域と比べて業務量が著しく少ない業者から委託化に向けた検討・準備を開始する。

表 9 委託料算定方法

	科 目		内 訳
1 か 月 当 た り	① 人 件 費	× 業務量 (台数換算) ※各項目に 最低保証金額を設定	給料・賞与・諸手当
	② 福 利 費		法定福利費・退職積立金
	③ 車 両 費		車両減価償却費・公課費・自動車保険料
	④ 物 件 費		燃料・器材・消耗品・事務経費
	⑤ 一 般 管 理 費	①～④合計×利益率	
	小 計	①～⑤合計	
	消 費 税	小計×消費税率	
	合 計	1台1か月当たりの収集運搬経費	
年間経費		1台1か月当たりの収集運搬経費×12か月	

《委託地域の業務量算定方法》

「業務量 (台数換算)」 = 「委託業者の見込み収集量 (前年の年間収集量)」

÷ 「バキューム車1台の年間標準収集量」

表 10 スケジュール

	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
減車措置	2台	2台	1台	1台	2台
手数料の適正化	手数料の額・改定時期等の検討 段階的な改定の実施				
くみとり業務の許可制から委託化	検討・準備	業務量が少ない業者から委託化			